

開発事業者のみなさまへ

令和7年4月1日以降の開発調整条例の
縦覧・閲覧方法の変更に伴う対応について

1. 縦覧・閲覧方法の変更の概要

現在、よこはま建築情報センター及び各区役所区政推進課において実施している、「横浜市開発事業の調整等に関する条例^{※1}（以下「開発調整条例」といいます。）」の開発事業計画書等の書類及び台帳の縦覧・閲覧については、令和7年4月1日以後、WEBサイト上で実施します。

なお、令和7年3月31日までに標識設置届を提出した開発事業については、令和7年4月1日以後も改正前の開発調整条例の規定を適用しますが、その場合であっても、令和7年4月1日以後に提出された開発事業計画書等の書類及び同日以後の手續に係る台帳の縦覧・閲覧については、WEBサイト上で実施します。

※1 令和7年4月1日に同条例の改正を施行し、改正後の名称は「横浜市開発事業等の調整等に関する条例」となります。

2. 開発事業者のみなさまへ

令和7年3月31日までに標識設置届を提出した開発事業を実施する開発事業者のみなさまは、次の①及び②の対応をしてください。

- ① 「開発事業計画書」・「開発事業計画の軽微な変更届出書」・「開発事業計画書変更案届出書」を提出する際^{※1}は、現地の標識にWEBサイト上での縦覧・閲覧に関する案内文^{※2}の貼り付けてください。
- ② 令和7年4月1日以後の開発事業計画書の提出が想定される開発事業の場合は、説明会の開催又は戸別訪問において配布する「開発事業の構想に関する説明を受ける住民の皆さんへ」の様式は、WEBサイト上での縦覧・閲覧の記載のあるもの^{※2}を使用してください。

※1 令和7年4月1日以後に提出する、開発事業計画書、開発事業計画の軽微な変更届出書、開発事業計画書の変更案届出書は、正本及び副本（縦覧・閲覧用）の計2部を提出してください。（3部から変更します。）

※2 ①の案内文、②の様式のそれぞれのPDFデータについては、本市HPよりダウンロード可能です。次のアドレス、2次元コードからアクセスください。

（<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/takuchi/jorei/joureijuuranneturann.html>）

2次元コード



3. 縦覧・閲覧方法の詳細

（1）令和7年4月1日以後に提出された開発事業計画書等及び同日以後の手續に係る台帳縦覧・閲覧は、WEBサイト上で行います。

※ よこはま建築情報センターに設置する端末でも、当該WEBサイトは御覧いただくことができます。

※ よこはま建築情報センター及び各区役所区政推進課ともに紙面での縦覧・閲覧はできなくなります。

（2）令和7年3月31日以前に提出された開発事業計画書等及び同日以前の手續に係る台帳縦覧・閲覧は、従来どおり、よこはま建築情報センター及び各区役所区政推進課にて、紙面で行います。